

## 店頭デリバティブ取引にかかるご注意

- 本取引は、金融商品取引法および商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)
  - ※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、短期間に大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の当社へのご来店、勧誘を目的とするセミナーへのご参加等、又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情につきましては、当社お問い合わせ窓口 [トレーディングサービス部] 0120-25-7734 までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR (注2) 機関等における苦情処理・紛争の枠組みの利用も可能です。取引種別により、以下の通り受付機関が異なります。

金融先物 CFD、有価証券 CFD については、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター、電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)、商品 CFD については、日本商品先物取引協会相談センター電話 03-3664-6243 で苦情・相談を受け付けています。

また、上記機関の連絡先は当社 HP 上の『法令に基づく表記』欄内、あるいは [http://www.igmarkets.co.jp/content/files/financial\\_inquiry\\_counter.pdf](http://www.igmarkets.co.jp/content/files/financial_inquiry_counter.pdf) にも掲載されています。

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 法人のお客様の有価証券 CFD 取引および商品 CFD 取引
- ・ 当該取引に関して特定投資家または特定委託者に移行されているお客様の場合
- ・ 勧誘の日前一年間に、2 以上のお取引いただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・ 金融先物 CFD 取引において、外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注) 当社の店頭デリバティブ取引に係る契約は、一契約において金融先物 CFD、有価証券 CFD、商品 CFD の全ての取引を扱う契約であるため、上記の適用例外がすべて該当する場合を除いて、お客様からの明確な勧誘要請がない場合は勧誘行為を行いません。

(注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

# PureDeal

## 重要事項説明書

IGマーケッツ証券株式会社

IGマーケッツ証券株式会社

金融商品取引業 関東財務局長(金商)第255号

商品先物取引業

●注意事項

この重要事項説明書につきましては、平成23年7月1日付の店頭商品CFD取引における証拠金倍率規制の施行に伴うレバレッジの変更等、非常に重要な事項が含まれております。本書面記載の変更概要を必ず良く読みご理解いただきますようお願いいたします。

# 重要事項説明書

本説明書に記載されている事項は、当社が行うCFD取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社での取引をご検討いただくにあたっては、必ず事前に本説明書をよくお読みになり、本書の内容を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。その上で、自己の資力、取引経験および投資目的などに照らして適切であると判断される場合にのみ、取引を開始し、または継続していただきますようお願い申し上げます。

CFD取引はハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本保証はありません。CFD取引においては、取引対象である株価指数、商品等の価格の変動により損失が発生する可能性があります。CFD取引においては、お客様が当社に預託した証拠金を担保として、実際には証拠金より多額の取引を行うことが可能であるため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

CFD取引にかかる原資産の相場状況の急変時や、流動性が低下している際に、当社の提示する売値と買値の差であるスプレッドが拡大する、または価格を提示することができないことがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。またストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

株価指数CFD取引、商品直物CFD取引においては、未決済のポジションに対して資金調達コストの受払いが発生します。原則として買いポジションに対しては資金調達コストの支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)することとなります。また基準通貨の金利が低い場合、売りポジションに対しても資金調達コストが支払いとなることがあります。その場合、お客様の証拠金が減少する(損失)することとなります。資金調達コストは基準通貨の金利の変動などによって毎日変動します。

株価指数CFD取引においては未決済のポジションに対して配当金相当額の受払いが発生します。売りポジションに対しては配当相当額の支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)することとなります。

当社の取引システムでは両建て(ヘッジ)のお取引を行うことができますが、売買スプレッドの差が二重負担となり、余剰金額が減ることとなります。またスワップポイント、資金調達コストは支払額が大きく設定されているため、証拠金が減少することとなります。

取引システムまたは当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消しなどが行えない可能性があります。

CFD取引およびバイナリーオプション取引にかかる取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

CFD取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、CFD取引のリスクをヘッジするために以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

[カバー取引先]

(カッコ内は、外国法人の場合の監督当局)

IGマーケッツ リミテッド(IG Markets Limited)

デリバティブ取引業者: 英国(FSA)

当社またはカバー取引先の業務または財産の状況が悪化した場合、当社のカバー取引が困難となることでお客様の注文を執行することができず、お客様に損失が生じる場合があります。

お客様から当社が預託を受けた証拠金は三井住友銀行への金銭信託により当社固有の財産とは分別して管理されます。

お客様のお取引口座は、商品区分毎に以下の個別のサブ口座にて管理されます。

- (1) 株価指数口座
- (2) 債券先物口座
- (3) 商品口座
- (4) その他口座

お客様からの、新規および追加での証拠金預託は、マスター口座にて行われます。口座開設時の初期設定では、株価指数口座をマスター口座として設定しております。(マスター口座を、お客さまのご希望する株価指数口座以外に設定変更できるサービスの提供を開始した場合、ホームページ等においてご案内いたしますが、本重要事項説明書の再交付は予定しておりません。)

証拠金は、マスター口座へのご入金として預け入れられます。その上で、お客様がマスター口座以外でのお取引を行われる際には、予めマスター口座から該当する口座への資金移動を行っていただく必要があります。それぞれの口座でのお取引は、個別の管理となり、損益等は合算されません。

当社との店頭デリバティブ取引契約における取引種別による口座管理の仕組みについては、本文書第4条の「取引口座の種別」にて、ご確認、ご理解の上、お取引をお願いいたします。

お客様から、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行への預託証拠金入金専用口座(普通預金口座)にお振込みいただいた新規資金、追加資金は当日の取引終了時点を基準時として全取引値洗い後の預託証拠金残高全額を、基準時の翌日から起算して金融機関の翌2営業日以内(取引日の翌3営業日以内)に三井住友銀行の信託口座に振替えます。

## 1. 金融商品取引業者および商品先物取引業者(当社)の概要および連絡先

**商号**：IGマーケッツ証券株式会社

**住所**：東京都港区東新橋1丁目5番2号 汐留シティセンター10階

**代表者**：代表取締役 博多 一恭

**資本金**：4億円

**業務**：店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理は行いません。)

**会社設立**：平成14年12月3日

**登録**：金融商品取引業 関東財務局長 (金商)第255号 商品先物取引業

**加盟協会**：日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会 会員番号1168、  
日本商品先物取引協会

**加入投資者保護基金**：日本投資者保護基金

**注意**：当社が取り扱う店頭デリバティブ取引は、日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりませんので、ご注意ください。

**加入認定個人情報保護団体**：日本証券業協会

**電話番号**：03-6704-8500 / 0120-25-7734

当社が取り扱う店頭デリバティブ取引に関するお問い合わせは、上記の電話番号で承ります。

**ウェブサイト**：<http://www.igmarkets.co.jp>

当社の企業情報は、当社店頭または当社ホームページにて開示されております。

**お客様のご相談について**：当社お問い合わせ窓口[トレーディングサービス部] 電話0120-25-7734、および金融先物CFD、有価証券CFDについては金融あっせん相談センター電話0120-64-5005、商品CFDについては日本商品先物取引協会相談センター電話03-3664-6243にて承っております。

**指定紛争解決機関**：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(略称：FINMAC フィンマック)

**注意**：上記の指定紛争解決機関は金融商品取引法第156条の38第1項に規定する指定紛争解決機関となります。取り扱う対象金融商品は、外国為替証拠金取引、その他の金融先物CFD、および有価証券CFDです。商品先物CFD取引については、取扱いの対象ではありません。商品CFD取引については、日本商品先物取引協会にご相談ください。

## 2. 提示される価格について

取引にあたり、当社からお客様に提示する商品直物CFD価格は、取引時刻に近接した時点の原市場における実勢取引価格を基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物CFD取引、商品先物CFD取引では、取引時刻に近接した時点の先物価格を基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。バイナリーオプション取引では、参照資産の価格を参考にして当社が独自に決定します。最新の提示価格については、当社取引システム内に表示されております。お取引の際には必ず最新の提示価格をご確認ください。

また、上記の提示価格は、売付価格と買付価格で異なります。このような売値と買値の差は「スプレッド」と呼ばれ、市場環境により変動することがあります。

株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物CFD取引、商品先物CFD取引における価格は当社が独自に決定するため、実際の株価指数、株価指数先物、債券先物、商品先物とは異なる価格が表示されることがあります。

## 3. お客様の同意を得て行うべき事項

CFD取引を行うにあたり、当社は、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれを行うことはありません。

- ・取引の種類、取引する通貨もしくは対象銘柄、および取引期限の決定
- ・取引の件数または数量(ロットのサイズについては、商品別契約詳細情報にてご確認ください。)
- ・取引の対価の額または約定数値(取引価格)の決定
- ・取引の売買の別、注文種類の別、およびこれに準じる事項の決定
- ・既に成立している取引を期限前に決済すること(ただし、お客様等の事由により当該CFD取引にかかるお客様等の債務が履行されないまたは履行されないおそれがある場合に、当社が期限前に決済する場合を除きます。)

## 4. 取引口座の種別

当社とお客様との店頭デリバティブ取引契約は、単一の契約にて、様々な商品のお取引が可能な契約となっておりますが、口座開設にあたっては、株価指数関連店頭デリバティブ取引用の「株価指数口座」、債券関連店頭デリバティブ取引用の「債券先物口座」、商品関連店頭デリバティブ取引用の「商品口座」およびその他すべてのお取引を扱う「その他口座」の4つの口座が開設されます。

取引および証拠金の管理は、それぞれの口座に該当する商品区分ごとに、区分管理されます。上記4口座それぞれの有効証拠金残高や、損益等は合算されません。お客様の取引システムへのログイン時の初期表示画面には、「マスター口座」が表示されます。初期設定では「株価指数口座」をマスター口座として設定しております。(マスター口座の設定については、上記枠内の説明をご参照ください。)

口座種別は、口座通貨を日本円とする「円口座」とUSドルとする「USドル口座」の2種の口座設定があります。

## <注意事項>

(1)お取引口座への入出金は、口座通貨のみでの承りとなります。(「円口座」は円のみ、「USD口座」はUSDのみ)「USD口座」の開設の場合は、日本国内の金融機関にUSD建ての口座をお持ちの場合に限ります。(決済資金の入出金にかかる両替業務は行っておりません。)

(2)お取引口座への入出金は、「マスター口座」のみでの承りとなります。「マスター口座」以外でのお取引には、あらかじめ「マスター口座」から該当の口座への資金振替が必要となります。

(3)資金振替は原則として、お客様ご自身の判断において、取引システム内より、操作を行っていただきます。口座間の資金振替は、その時点での証拠金残高と余剰金額のいずれか少ない金額の範囲内での受付となります。

金融機関からの「マスター口座」への初回入金額および追加入金額、若しくはその一部を他の口座へ振替を行う場合は、その時点で「マスター口座」への入金反映されていることをご確認ください。資金振替は、取引システムでの受付後、即時で資金移動が行われます。資金移動受付後のキャンセルはできませんので、ご注意ください。

また、資金移動元の口座にポジションがある場合には、資金移動後のマーケット変動や、資金調達コストの徴収等による強制ロスカット防止のためにも、該当のお取引口座に十分な資金を保持されるよう資金管理にはご注意ください。

(4)お電話での資金振替は、当社がやむを得ないと判断する場合のみの承りとしてさせていただきます。

お持ちの口座の通貨と異なる通貨で損益が発生した場合、当社の基準レートに最大0.3%のコストを加減した交換レートで自動的に口座の通貨に交換されます。(別途合意の場合を除く)

## (4)維持証拠金額

当社がお客様から取引の注文を受けた場合、当該注文が約定し、ポジションが決済されるまでの間、証拠金有効残高を、該当する口座において維持証拠金額と同額以上に維持していただきます。

## (5)強制ロスカット

証拠金有効残高がポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額を下回った場合、当社よりお客様へのお知らせをいたしますが、証拠金有効残高の状況を常に把握すべき責任の所在はお客様ご自身にあることをご認識ください。証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額の75%に達し、あるいは下回った場合、お客様への事前の通知なく、未決オーダーの強制取り消し、および保有ポジションの一部あるいは全部を強制的に決済(以下「強制ロスカット」といいます。)します。この強制ロスカットは、証拠金有効残高が維持証拠金額に達するまで必要とされ、執行が行われます。

また、すべての口座において、毎営業日、日本時間正午時点の証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額の100%を下回っていた場合、強制ロスカットを行います。

## 6. 証拠金の必要額・計算方法

株価指数 CFD 取引および株価指数先物 CFD 取引にかかる証拠金率は原則として10%(レバレッジ10倍)の設定となります。維持証拠金額は取引総額に証拠金率を乗じた金額となります。ただし、市場環境の状況およびその他の要因により、すべての銘柄または一部の銘柄で10%を超える維持証拠金が適用される場合があります。また、変動証拠金制度が適用される銘柄については保有ポジション数が増加すると、証拠金率も上昇(レバレッジは低下)することになります。各銘柄の維持証拠金額、維持証拠金率については、お取引時に必ず取引システム内の取引情報でご確認ください。

債券先物 CFD 取引にかかる証拠金率は原則として2%(レバレッジ50倍)の設定となります。維持証拠金額は取引総額に証拠金率を乗じた金額となります。ただし、市場環境の状況およびその他の要因により、すべての銘柄または一部の銘柄で2%を超える維持証拠金が適用される場合があります。また、変動証拠金制度が適用される銘柄については保有ポジション数が増加すると、証拠金率も上昇(レバレッジは低下)することになります。各銘柄の維持証拠金額、維持証拠金率については、お取引時に必ず取引システム内の取引情報でご確認ください。

商品直物 CFD 取引および商品先物 CFD 取引にかかる証拠金率は原則として5%(レバレッジ20倍)の設定となります。維持証拠金額は取引総額に証拠金率を乗じた金額となります。ただし、市場環境の状況およびその他の要因により、すべての銘柄または一部の銘柄で5%を超える証拠金が適用される場合があります。

また、変動証拠金制度が適用される銘柄については保有ポジション数が増加すると、証拠金率も上昇(レバレッジは低下)することになります。

## 5. お客様の債務の履行方法、決済方法

### (1)取引口座による決済

当社との取引に関するお客様の債務の履行および決済は、全てお客様が当社に開設する取引口座を通じて行われます。したがって、取引の開始にあたっては、当社に取引口座を開設していただく必要があります。

### (2)証拠金の入金

新規の売買注文を行うためには、所定の額の証拠金をマスター口座にあらかじめ入金していただき、取引の種別に応じ、取引に必要な証拠金を口座間振替していただく必要があります。すでにお取引を開始されており、ポジション(建玉)、未決オーダーがある場合は、それぞれの口座で個別に「余剰金額」(証拠金有効残高から、維持証拠金額を差し引いた額)が所定の額の証拠金を上回っている必要があります。

### (3)決済の方法

CFD取引のポジションはお客様ご自身による決済、もしくは期限付き取引の場合その期限にて決済されます。お客様が期限付きでないCFD取引の買いポジションを決済、あるいは期限付きCFD取引の買いポジションを期限到来前に決済された場合、決済水準は売値となります。(売りポジションを決済する場合は、買値での決済となります。)期限付き取引が期限まで決済されなかった場合は、期限到来後に自動的に決済されます。取引の決済によって損失が発生した場合、当該金額が取引口座の証拠金残高より差し引かれます。利益が発生した場合は、取引口座の証拠金残高に加算されます。

各銘柄の維持証拠金額、維持証拠金率については、お取引時に必ず取引システム内の取引情報でご確認ください。

バイナリーオプション取引にかかる証拠金額は、取引に際して発生するその取引通貨における最大損失額と同額になります。バイナリーオプション取引の買いの場合、買値にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。売りの場合、100と売値の差にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。

いずれの取引においても、維持証拠金額、証拠金率は市場環境などに応じて変更されることがあります。変更の通知は原則行いませんので、ご注意ください。

維持証拠金額は、保有しているポジションだけでなく、未決オーダーに対しても計算されますので、ご注意ください。

なお証拠金の受け入れは金銭でのみ承ります。証拠金に代わる有価証券の受入は行っておりません。

お客様の状況により当社の判断で、証拠金の預託上限額、保有するポジション数を制限させていただく場合があります。

## 7. 証拠金の預託方法および返還を受ける方法

### (1) 証拠金の預託

当社が別途指定する当社名義の預託証拠金入金専用の銀行口座へ入金していただきます。入金、取引口座の通貨と同通貨のみのお取り扱いとなり、他通貨でのお承りはできません。入金手続きは、銀行送金または銀行振込みに限られます(以下、「振込み」)。振込み手続きは、お客様ご本人名義の口座あるいは、ご本人名義による振込み手続きのみの受付となります。ご本人名義以外による振込みの場合、資金受け入れの拒否、返金等の取扱いとなります。名義相違による返金、取り消し等の手続きに手数料が発生する場合、返金額からの手数料差し引き等によるお客様負担となります。また、資金受け入れ拒否、返金等は、原則として口座名義人および振込み名義人に通知することなく行います。尚、名義相違を理由とする当社による資金受け入れ拒否、返金等によって生じた損害について、当社はその一切の責任を負いません。

### (2) 証拠金の返還

証拠金の返還については、お客様の証拠金有効残高が未決済のポジションならびに未決オーダーにかかる維持証拠金額を上回っている場合に、その超過額もしくは証拠金残高のいずれか少ない金額の範囲でのみ行います。証拠金の返還はすべてマスター口座を通して行われますので、マスター口座以外の証拠金有効残高の返還を行う場合には、予めその該当する口座からマスター口座への口座間振替を行っていただく必要があります。また、証拠金の返還を行う場合は、当社は当該金額を返還の請求があった日から、円口座の場合は3営業日以内、USD口座の場合は6営業日以内にお客様の指定する銀行口座に送金します。

指定口座は日本国内の金融機関口座のみの登録となり、外国送金による返還は受付けておりません。

## 8. 取引手数料の額、計算方法および徴収方法

株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物CFD取引、商品直物CFD取引、商品先物CFD取引、バイナリーオプション取引にかかる取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。

## 9. その他取引に関しお客様の判断に影響を与える重要な事項

### (1) 強制ロスカット

証拠金有効残高がポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額を下回った場合、当社よりお客様へのお知らせをいたしますが、証拠金有効残高の状況を常に把握すべき責任の所在はお客様ご自身にあることをご認識ください。証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未決オーダーの保有に必要なとされる維持証拠金額の75%に達し、あるいは下回った場合、お客様への事前の通知なく、未決オーダーの強制取り消し、およびポジションの一部あるいは全部を強制的に決済(以下「強制ロスカット」といいます。)します。強制ロスカットが行われた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。なお、強制ロスカットについては上記5.(5)をご参照下さい。

またすべての口座において、毎営業日、日本時間正午時点の証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未決オーダーの保有に必要なとされる維持証拠金額の100%を下回っていた場合、強制ロスカットを行います。

### (2) 強制ロスカットにかかる注文

強制ロスカットにかかる注文は、当社判断により行われます。従って、強制ロスカットが行われた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。

## 10. お取引の手続

実際のお取引や注文の手順、方法等については、ホームページおよび取引システム内ヘルプよりご覧ください。

## 11. 益金に係る税金

個人のお客様が行った店頭におけるCFD取引で発生した益金(売買による差益および資金調達コスト収益、配当金収益)は、平成23年12月31日までは総合課税(雑所得)の対象となりますので、雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。平成24年1月1日からは申告分離課税(雑所得)になります。法人のお客様は法人税法にもとづいた税務申告を行う必要があります。いずれの場合も、詳しくは、所管の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 12. 用語解説

- 「IFO取引」 イフダン取引の2次注文としてOCO注文を出す手法。最初の注文が成立した際に、リミット注文とストップ注文が同時に有効となります。
- 「相対取引」 取引所などを通さずに、売り手と買い手が直接価格、数量などを合意のうえ取引を行うこと。「OTC」ともいわれます。
- 「アスク」 お客様が買うことができる価格。「買値」「オファー」とも表示されます。

- ・「維持証拠金額」お客様が保有しているポジションならびに未決オーダーに対して、そのポジションならびに注文を継続し続けるのに必要な担保となります。
  - ・「イフダン注文」2つの注文を連続して出す注文方法で、最初の注文が成立した際に初めて、2つ目の注文が有効となります。
  - ・「OCO注文」1つの未約定の注文、もしくはポジションに対して、リミット注文とストップ注文を同時に出す手法。リミット、ストップのどちらかが約定した際にはもう一方の注文はキャンセルされます。
  - ・「オファー」お客様が買うことができる価格。「買値」、「アスク」とも表示されます。
  - ・「証拠金有効残高」お客様から差し入れていただいた証拠金額に保有しているポジションをその時の価格で評価した損益を加減した実質的に保有している証拠金額のこと。
  - ・「ストップ注文」買いの場合現時点よりも高い価格に、売りの場合現時点よりも安い価格になった場合に成行注文を出しす手法。ポジションの損失拡大を抑えるために利用することができます。
  - ・「資金調達コスト」株価指数CFD取引および商品直物CFD取引において、取引を行うために必要な資金コスト。原則として、売りポジションは受け取りとなり、買いポジションは支払いとなります。「ファンディングコスト」とも呼ばれます。
  - ・「トレーリングストップ注文」未決オーダー、もしくはポジションに対して付加することのできるストップ注文の一種。ポジションが利益の出る方向に動いた場合に、ストップ注文もマーケットの動きに連動してストップ水準が変更されます。ポジションが反対方向に動いた場合にはストップ水準は変動しません。
  - ・「配当金相当額」株価指数CFD取引において、取引対象の株価指数の構成銘柄に配当金支払いがあった場合、お客様の口座に受払いが発生します。買いポジションは受け取り、売りポジションは支払いとなります。
  - ・「マーケット注文」発注を行う際にその時点の売値、買値で注文を出す成行注文のこと。
  - ・「未決オーダー」未約定のリーブオーダー。
  - ・「ビッド」お客様が売ることができる価格。「売値」とも表示されます。
  - ・「リーブオーダー」ポジションを保有するまたは清算することを目的として発注するリミット注文もしくはストップ注文のこと。
  - ・「リミット注文」買いの場合現時点よりも安い価格に、売りの場合現時点よりも高い価格になった場合に、すなわち現時点よりも有利な条件で取引を行う注文。
- その他の取引に関する用語の解説については、当社ウェブサイトをご参照下さい。
- ・ 株価指数CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、株価指数の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
  - ・ お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、または保有するポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。
  - ・ 株価指数が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
  - ・ 株価指数CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

## (2)金利変動リスク

金利変動により、株価指数は大きく変動することがあります。また株価指数の価格変動のみならず、金利の変動は日々の資金調達コストにも影響します。

## (3)信用リスク

- ・ 株価指数CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ 株価指数CFD取引においては原資産となる株価指数の構成銘柄の信用悪化により価格が大きく下落することがあります。

## (4)スリッページリスク

- ・ ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・ 株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで約定されることがあります。
- ・ 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と約定価格に大きな乖離が生じる場合があります。

## (5)流動性リスク

- ・ 株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。また、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・ 株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯にはポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・ 証券取引所で株価指数先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、株価指数CFD取引のお取引が困難となる場合があります。

## 13.取引のリスクに関する確認事項

### 【株価指数CFD取引】

株価指数CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

#### (1)価格変動のリスク

- ・ 株価指数CFD取引の原資産となる株価指数は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。

- ・ 株価指数CFD取引では原資産となる株価指数の先物市場の取引時間外には売値、買値のспレッドが拡大します。спレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・ 株価指数CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・ 株式取引、株価指数先物取引が各国当局や証券取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のспレッドが拡大したり、株価指数CFD取引が困難になることがあります。
- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のспレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

#### (6)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ 株価指数CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・ お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株価指数CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・ 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・ インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・ 株価指数CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

#### (7)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

#### 【株価指数先物CFD取引】

株価指数先物CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

#### (1)価格変動のリスク

- ・ 株価指数先物CFD取引の原資産となる株価指数先物は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・ 株価指数先物CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、株価指数先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、または保有するポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。
- ・ 株価指数先物が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠

金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。

- ・ 株価指数先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

#### (2)金利変動リスク

金利変動により、株価指数先物は大きく変動することがあります。

#### (3)信用リスク

- ・ 株価指数先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ 株価指数先物CFD取引においては原資産となる株価指数先物の現物株価指数の構成銘柄の信用悪化により価格が大きく下落することがあります。

#### (4)スリッページリスク

- ・ ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・ 株価指数先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。
- ・ 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と約定価格に大きな乖離が生じる場合があります。

#### (5)流動性リスク

- ・ 株価指数先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。また、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・ 株価指数先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯にはポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・ 証券取引所で株価指数先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、株価指数先物CFD取引のお取引が困難になることがあります。
- ・ 株価指数先物CFD取引では原資産となる株価指数先物市場の取引量が低い時間帯には売値、買値のспレッドが拡大します。спレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・ 株価指数先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・ 株式取引、株価指数先物取引が各国当局や証券取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のспレッドが拡大したり、株価指数先物CFD取引が困難になることがあります。

- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合は売値、買値のспレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

#### (6)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ 株価指数先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・ お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株価指数先物CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・ 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・ インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・ 株価指数先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

#### (7)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

#### 【債券先物CFD取引】

債券先物CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

#### (1)価格変動のリスク

- ・ 債券先物CFD取引の原資産となる債券先物は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・ 債券先物CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、債券先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、または保有するポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。
- ・ 債券先物が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただけます。
- ・ 債券先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

#### (2)金利変動リスク

金利変動により、直接的に債券先物の価格は変動します。

#### (3)信用リスク

- ・ 債券先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

#### (4)スリッページリスク

- ・ ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・ 債券先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まることがあります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。
- ・ 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と約定価格に大きな乖離が生じる場合があります。

#### (5)流動性リスク

- ・ 債券先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。また、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・ 債券先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯にはポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・ 証券取引所で債券先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、債券先物CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- ・ 債券先物CFD取引では原資産となる債券先物市場の取引量が少ない時間帯には売値、買値のспレッドが拡大します。спレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・ 債券先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・ 債券先物取引が各国当局や証券取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のспレッドが拡大したり、債券先物CFD取引が困難になることがあります。
- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のспレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

#### (6)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ 債券先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・ お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には債券先物CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・ 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。

- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・債券先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

### (7)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

## 【商品直物CFD取引】

商品直物取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

### (1)価格変動のリスク

- ・商品直物CFD価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・商品直物CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、商品市場の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、または保有するポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。
- ・商品直物市場が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・商品直物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

### (2)金利変動リスク

商品直物CFD取引は金利変動により、価格が大きく変動することがあります。また直物レートのみならず、金利の変動は日々の資金調達コストにも影響します。

### (3)信用リスク

- ・商品直物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

### (4)週末週初・指標発表前後等の商品直物CFDスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により商品直物市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな相場変動があることも考えられます。また週末や週初は商品直物市場の流動性が低い状況が発生します。このような市場下においては売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

### (5)スリッページリスク

- ・ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・商品直物市場では翌週の始値が前週の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と約定価格に大きな乖離が生じる場合があります。

### (6)流動性リスク

- ・商品直物市場は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・商品直物市場の変動によって稀に商品直物CFD取引におけるお客様の保有するポジションを決済することや、あるいは新たにポジションを作ることが困難となる可能性があります。またそれに伴い、保有するポジションが強制的に決済される可能性があります。
- ・商品直物取引が各国当局などの規制により停止されることがあります。また商品直物取引が機能を停止し、実質的に取引できなくなることがあります。その場合、当該CFDはお取引が困難になることがあります。
- ・戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合にはお取引が困難になることがあります。

### (7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・商品直物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には商品直物CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しないレートで取引が成立してしまう可能性があります。
- ・商品直物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

### (8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

## 【商品先物CFD取引】

商品先物CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

### (1) 価格変動のリスク

- 商品先物CFD取引の原資産となる商品先物は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- 商品先物CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジ)を利用した取引を行うため、商品先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社のお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、または保有するポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。
- 商品先物が大きく変動した場合には「強制ロスカット」によってもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- 商品先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

### (2) 金利変動リスク

商品先物CFD取引は金利変動により、価格が大きく変動することがあります。

### (3) 信用リスク

- 商品先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

### (4) スリッページリスク

- ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- 商品先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文をいれておいても、注文レートから大きく乖離したレートで実行されることがあります。
- 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文価格と約定価格に大きな乖離が生じる場合があります。

### (5) 流動性リスク

- 商品先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。また、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。

- 商品先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯にはポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- 商品取引所で商品先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、商品先物CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- 商品先物CFD取引では原資産となる商品先物市場の取引量が低い時間帯には売値、買値のспレッドが拡大します。спレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- 商品先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- 商品先物取引が各国当局や商品取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のспレッドが拡大したり、商品先物CFD取引が困難になることがあります。
- 戦争、地震、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のспレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

### (6) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- 商品先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には商品先物CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- 商品先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

### (7) その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

## 【バイナリーオプション取引】

バイナリーオプション取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

### (1) 価格変動のリスク

- バイナリーオプション取引の価格はその原資産の価格変動によって変動します。原資産価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動し、その値動きによってバイナリーオプション取引の価格も変動します。
- バイナリーオプション取引にかかる通貨が口座の基準通貨と異なる場合、通貨価格の変動により投資資金を上回る損失となる可能性があります。

- ・ バイナリーオプション取引は、取引最終時間に近付いた際に、原資産の価格がバイナリーオプション取引の権利行使価格に近接している場合、価格の変動性が非常に高まります。
- ・ お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を行います。
- ・ バイナリーオプション取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

## (2)信用リスク

- ・ バイナリーオプション取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

## (3)流動性リスク

- ・ バイナリーオプション取引は当社の提供するその時点での価格でのみ注文を出すことができます。
- ・ 原資産が各国当局や証券取引所の規制、システム障害により取引不能状態となった場合、バイナリーオプション取引のお取引が困難になることがあります。
- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

## (4)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ オプションCFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・ お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合にはバイナリーオプション取引の制限が生じる可能性があります。
- ・ 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・ インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・ バイナリーオプション取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

## (5)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットによる損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

## 14. 禁止行為

(1)当社は、金融商品取引法もしくは商品先物取引法により、顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。

- ・ 店頭デリバティブ取引契約(顧客を相手方として店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
- ・ 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引契約(顧客を相手方として店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。)に対する店頭デリバティブ取引契約の勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための店頭デリバティブ取引契約の勧誘は禁止行為から除外。)
- ・ 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。
- ・ 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、金融商品取引法37条の3第1項第1号から第7号までに掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況および店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をすることなく店頭デリバティブ取引契約を締結する行為。

- 店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- 店頭デリバティブ取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)
- 店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。
- 店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為を行うことその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。
- 店頭デリバティブ取引について、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- 店頭デリバティブ取引に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得する行為。
- 店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為。
- あらかじめ顧客の指示または顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為。
- 金融商品取引業者の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為。
- 店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電磁計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電磁情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除く。)
- 店頭デリバティブ取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭デリバティブ取引の売付又は買付その他のこれに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- 店頭デリバティブ取引を行う場合において、ロスカット取引を行っていないと認められる状況、もしくはロスカット取引を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、本取引業を継続すること。
- 店頭デリバティブ取引について、売値および買値の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
- 顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。

(2)お客様は、金融商品取引法により、店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。

- 店頭デリバティブ取引について、当社または第三者との間で、顧客に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には当社または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)。)
- 店頭デリバティブ取引について、当社または第三者との間で、当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)。
- 店頭デリバティブ取引について、当社または第三者から、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し提供する財産上の利益を受け、または第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束による場合であって当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合)および当該財産上の利益の提供が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)。

## <附則> バイナリーオプション取引について の商品説明

バイナリーオプション取引の価格変動は当社取扱いの他の銘柄とは大きく異なります。本項においてバイナリーオプション取引の価格変動や取引の特性などについて説明いたします。バイナリーオプション取引は本項を熟読し、リスク等を十分にご理解の上で、お取引を行っていただきますようお願いいたします。

### 1. バイナリーオプション取引の種別

当社の取り扱うオプションは、バイナリーオプション取引(ラダー)となります。バイナリーオプション取引(ラダー)とはある銘柄(参照資産)の決められたある時点(満期日時)での価格水準(ストライクプライス)を予想する金融商品です。バイナリーオプション取引(ラダー)の銘柄名は対象となる参照資産のストライクプライスが表示されています。決められたある時点での参照資産の価格がストライクプライスを上回っていると、100で清算され、下回っていると0で清算されます。

### 2. 価格変動について

#### バイナリーオプション取引(ラダー)の価格変動

バイナリーオプション取引(ラダー)の価格は、参照資産の一定時の価格がストライクプライスを上回る可能性を示しています。バイナリーオプション取引(ラダー)の価格は参照資産の価格が高いほど、高くなります。また取引清算時点が近付くとストライクプライスが参照資産の価格から離れている銘柄については価格が0または100に近付き、価格変動が少なくなる一方で、ストライクプライスが参照資産の価格に近接している銘柄については価格変動が非常に高まります。

### 3. バイナリーオプション取引の注文方法

バイナリーオプション取引は、マーケット(成行)注文のみが可能です。リミット注文、ストップ注文はできません。

### 4. バイナリーオプション取引の期限到来による清算

バイナリーオプション取引にはすべて取引最終期限が設定されています。取引最終期限になると当社が自動的にポジションを反対売買し、その差損益がお客様の証拠金残高に反映されます。

### 5. バイナリーオプション取引の反対売買による清算

バイナリーオプション取引では、取引最終期限前に反対売買を行うことによりポジションを清算することが可能です。売買価格の差損益がお客様の証拠金残高に反映されます。

### 6. バイナリーオプション取引の最大損失額について

バイナリーオプション取引の最大損失額は買いポジションの場合、買値にオプションの取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。売りポジションの場合、100と売値の差にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。

### 7. バイナリーオプション取引の維持証拠金額について

バイナリーオプション取引の維持証拠金額は最大損失額と同額となります。

### 8. その他重要事項-バイナリーオプション取引において口座残高がマイナスになるリスク-

原則として、バイナリーオプション取引においては、強制ロスカットにより、口座残高がマイナスになることはありませんが、以下のような場合においては、口座残高がマイナスとなる可能性があります。

(a)口座通貨と異なる通貨のオプションCFD取引を行った場合、取引から発生した差損益は当社の基準レートに最大0.3%のコストを加減した交換レートで自動的に口座通貨に交換されます。

この通貨交換時に適用された交換レートによっては、通貨転換後の損失額がその時点での口座残額を上回る可能性があり、結果として口座残高がマイナスになる場合があります。

(b)バイナリーオプション取引の既存ポジションの未実現利益により、さらにバイナリーオプション取引を行うことが可能ですが、取引清算時に未実現利益から実現損失の状態となり、さらに損失額が口座残額を上回る可能性から、結果として口座残高がマイナスになる場合があります。

### 9. その他重要事項

#### -取引システム上の表示について-

当社の取引システム上ではバイナリーオプション取引の前日比には参照資産の当社のCFD価格が参考として表示されています。しかし当社のバイナリーオプション取引の清算は当社のCFD価格によって決定されないことにご注意ください。またブラウザの設定等により、オプションCFD取引の銘柄が前日の情報を表示している可能性があります。取引を開始する前に必ずブラウザの再読み込みを行い、最新の情報が表示されていることを確認してからお取引いただきますようお願いいたします。

以上

制定 平成22年2月22日

改訂 平成22年5月1日

改訂 平成22年7月10日

改訂 平成22年12月4日

改訂 平成22年12月18日

改訂 平成23年1月1日

改訂 平成23年2月19日

改訂 平成23年3月19日

改訂 平成23年6月25日

改訂 平成23年8月1日

